

○盛岡・紫波地区環境施設組合エネルギー管理規程

平成27年 3月20日訓令第1号

改正 平成28年 3月28日訓令第2号

令和元年12月 1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「エネルギー」とは、法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。

2 この規程において「施設」とは、エネルギーを使用する組合の施設をいう。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、組合のエネルギーの使用の合理化を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(エネルギー管理統括者)

第4条 管理者は、法第8条の規定に基づき、エネルギー管理統括者を置く。

2 エネルギー管理統括者は、事務局長の職にある者をもって充てる。

3 エネルギー管理統括者は、省エネのための中長期計画書及び定期報告書の作成、エネルギー消費設備の維持並びにエネルギー使用方法の改善及び監視、エネルギー管理担当者並びに全職員に対する指導等の業務を総括管理する。

(エネルギー管理企画推進者)

第5条 管理者は、法第9条の規定に基づき、エネルギー管理企画推進者を置く。

2 エネルギー管理企画推進者は、職員で、エネルギー管理士免状の交付を受けている者又はエネルギー管理講習の修了者のうちから、管理者が選任する。

3 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者の行う業務を補佐する。

(エネルギー管理員)

第6条 法第12条第1項の規定に基づき、エネルギー管理員を置く。

2 エネルギー管理員は、職員のうちから法第9条第1項各号のいずれかに該当するものを管理者が選任する。

(エネルギー管理担当者)

第7条 エネルギー管理統括者は、施設におけるエネルギーの管理を適切に行うため、施設ごとにエネルギー管理担当者を置くことができる。

2 エネルギー管理担当者は、エネルギー管理企画推進者の指示を受け、各施設のエネルギーの管理に関する業務を行う。

3 エネルギー管理担当者は、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を兼ねることができる。

(職員の遵守事項)

第8条 職員は、管理者、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理

員及びエネルギー管理担当者の講ずる措置に従い、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(エネルギー管理標準)

第9条 組合のエネルギーの管理を適切に行うため、別にエネルギー管理標準を定める。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月1日訓令第1号)

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。